

議案第27号

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

目黒区介護保険条例（平成12年3月目黒区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「34,680円」を「37,440円」に改め、同号ア中「第22条の2の2第9項」を「第22条の2の2第7項」に改め、同号ウ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第2号中「34,680円」を「37,440円」に改め、同号ア中「合計所得金額をいう。以下同じ。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額」を加え、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第2号の2中「41,616円」を「44,928円」に改め、同号ア中「合計所得金額」の次に「から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額」を加え、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第3号中「48,552円」を「52,416円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第3号の2中「58,956円」を「63,648円」に改め、同号ア中「合計所得金額」の次に「から

所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額」を加え、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第4号中「69,360円」を「74,880円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第5号中「76,296円」を「82,368円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第6号中「83,232円」を「89,856円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「97,104円」を「104,832円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「110,976円」を「119,808円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「131,784円」を「142,272円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「145,656円」を「157,248円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「166,464円」を「179,712円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号中「187,272円」を「202,176円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第14号イ」を加え、同項第13号中「208,080円」を「269,568円」に、「100分の300」を「100分の360」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 224,640円（基準額に100分の300を乗じて得た額）

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が12,000

0,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 247,104円（基準額に100分の3.0を乗じて得た額）

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第2項中「31,212円」を「33,696円」に改める。

第13条第3項中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に、「又は第12号に」を「、第12号、第13号又は第14号に」に改める。

第24条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付則第6条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

付則第8条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区介護保険条例第10条及び付則第8条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明) 保険料率を改定するとともに、低所得者に対する保険料の軽減措置を講じ、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>37,440円</u>（基準額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。）に100分の50を乗じて得た額）</p> <p>ア 老齢福祉年金（<u>令第22条の2の2第7項</u>に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。）の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>(ア)・(イ)（現行に同じ。）</p> <p>イ（現行に同じ。）</p> <p>ウ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第10条 1の年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 <u>34,680円</u>（基準額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項に規定する基準額をいう。以下同じ。）に100分の50を乗じて得た額）</p> <p>ア 老齢福祉年金（<u>令第22条の2の2第9項</u>に規定する老齢福祉年金をいう。以下同じ。）の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）</p> <p>(ア)・(イ)（省略）</p> <p>イ（省略）</p> <p>ウ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（</p>

ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第2号の2イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者 37,440円（基準額に100分の50を乗じて得た額）

ア 住民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が800,

ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第2号の2イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する者 34,680円（基準額に100分の50を乗じて得た額）

ア 住民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の合計額が800,000円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

000円以下であり、かつ、前号に該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(2)の2 次のいずれかに該当する者 44,928円（基準額に100分の60を乗じて得た額）

ア 住民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が800,000円を超え1,200,000円以下であり、かつ、前2号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(2)の2 次のいずれかに該当する者 41,616円（基準額に100分の60を乗じて得た額）

ア 住民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が800,000円を超え1,200,000円以下であり、かつ、前2号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10

号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(3) 次のいずれかに該当する者 52,416円 (基準額に100分の70を乗じて得た額)

ア (現行に同じ。)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(3)の2 次のいずれかに該当する者 63,648円 (基準額に100分の85を乗じて得た額)

ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の住民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が800,000円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区

号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(3) 次のいずれかに該当する者 48,552円 (基準額に100分の70を乗じて得た額)

ア (省略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(第1号ア((ア)に係る部分を除く。)、次号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(3)の2 次のいずれかに該当する者 58,956円 (基準額に100分の85を乗じて得た額)

ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の住民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(4) 次のいずれかに該当する者 74, 880円（基準額に100分の100を乗じて得た額）

ア （現行に同じ。）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(5) 次のいずれかに該当する者 82, 368円（基準額に100分の110を乗じて得た額）

ア （現行に同じ。）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ、第8号イ

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(4) 次のいずれかに該当する者 69, 360円（基準額に100分の100を乗じて得た額）

ア （省略）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(5) 次のいずれかに該当する者 76, 296円（基準額に100分の110を乗じて得た額）

ア （省略）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ、第8号イ

、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 89,856円 (基準額に100分の120を乗じて得た額)

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (第1号ア (7)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 104,832円 (基準額に100分の140を乗じて得た額)

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が2,000,000円以上3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区

、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 83,232円 (基準額に100分の120を乗じて得た額)

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (第1号ア (7)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 97,104円 (基準額に100分の140を乗じて得た額)

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が1,900,000円以上3,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 119,808円（基準額に100分の160を乗じて得た額）

ア（現行に同じ。）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 142,272円（基準額に100分の190を乗じて得た額）

ア（現行に同じ。）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 110,976円（基準額に100分の160を乗じて得た額）

ア（省略）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 131,784円（基準額に100分の190を乗じて得た額）

ア（省略）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第1

号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 157, 248円 (基準額に100分の210を乗じて得た額)

ア (現行に同じ。)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (第1号ア ((ア)に係る部分を除く。))、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 179, 712円 (基準額に100分の240を乗じて得た額)

ア (現行に同じ。)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (第1号ア ((ア)に係る部分を除く。))、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 202, 176円 (基準額に100分の270を乗じて得た額)

ア (現行に同じ。)

2号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 145, 656円 (基準額に100分の210を乗じて得た額)

ア (省略)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (第1号ア ((ア)に係る部分を除く。))、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 166, 464円 (基準額に100分の240を乗じて得た額)

ア (省略)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (第1号ア ((ア)に係る部分を除く。)) 又は次号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 187, 272円 (基準額に100分の270を乗じて得た額)

ア (省略)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 224,640円（基準額に100分の300を乗じて得た額）

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が12,000,000円以上15,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 247,104円（基準額に100分の330を乗じて得た額）

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 269,568円（基準額に100分の360を乗じて得た額）

2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,696円（基準額に100分の45を乗じて得た額）とする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合）

第13条（現行に同じ。）

2（現行に同じ。）

3 賦課期日後に第10条第1項第1号（同号ア（ア）に係る部分を除く。）
、第2号イ、第2号の2イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当するに至つた第1号被保険者（老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至つた日の属

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 208,080円（基準額に100分の300を乗じて得た額）

2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,212円（基準額に100分の45を乗じて得た額）とする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合）

第13条（省略）

2（省略）

3 賦課期日後に第10条第1項第1号（同号ア（ア）に係る部分を除く。）
、第2号イ、第2号の2イ、第3号イ、第3号の2イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、又は第12号イに該当するに至つた第1号被保険者（老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至つた日の属する月から同項第1号、第

する月から同項第1号、第2号、第2号の2、第3号、第3号の2、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号又は第14号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (現行に同じ。)

第24条 区長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、これらの者に対し、100,000円以下の過料を科する。

付 則

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以

2号、第2号の2、第3号、第3号の2、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号又は第12号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 (省略)

第24条 区長は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、これらの者に対し、100,000円以下の過料を科する。

付 則

(延滞金の割合の特例)

第6条 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満

下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平成30年度から平成32年度までの保険料の減額の特例)

第8条 第19条第1項及び第2項に定めるもののほか、区長は、第1号被保険者が次の各号のいずれにも該当するときは、平成30年度から平成32年度までの各年度分の保険料について、納付義務者の申請により、必要と認める期間、その保険料の額の2分の1の額を限度として、保険料を減額することができる。

(1)・(2) (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平成27年度から平成29年度までの保険料の減額の特例)

第8条 第19条第1項及び第2項に定めるもののほか、区長は、第1号被保険者が次の各号のいずれにも該当するときは、平成27年度から平成29年度までの各年度分の保険料について、納付義務者の申請により、必要と認める期間、その保険料の額の2分の1の額を限度として、保険料を減額することができる。

(1)・(2) (省略)

2・3 (省略)